

令和元年度第1回
札幌市アイヌ施策推進委員会

議 事 録

日 時：2019年7月1日（月）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 13階 第1号会議室

1. 開 会

○松久委員長 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を開催いたします。

初めに、事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 4月にアイヌ施策課長に着任いたしました大場と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

最初に、事務局からの連絡事項です。

委員の交代についてですが、住吉委員にかわりまして、小樋山委員に新たにご就任いただいておりますことをご報告いたします。

本日の議事については、次第にありますとおり、一つ目が平成29年度札幌市アイヌ施策推進計画に係る検証評価（案）、二つ目が平成30年度札幌市アイヌ施策の年次報告、三つ目が平成31年度（令和元年度）札幌市アイヌ施策について、四つ目がアイヌ新法に係る情報提供についてでございます。

皆様からの忌憚のないご意見をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○松久委員長 それでは、新たに委員にご就任されました小樋山委員から自己紹介をお願いできればと存じます。

また、委員の皆様方におかれましては、ご発言の際は、お近くのマイクをご使用くださいますようお願い申し上げます。

○小樋山委員 皆様、初めまして。

サッポロビール株式会社の小樋山と申します。

この4月にサッポロビールの北海道本社副代表に就任させていただくことになりまして、今後、この委員会には私が参加させていただくことになりました。

北海道及び札幌市の文化、観光育成のために尽力してまいりますので、ぜひともいろいろとご指導をよろしくお願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございました。

続いて、事務局職員の人事異動もありましたので、ご紹介をお願いいたします。

○事務局（丹尾市民生活部長） 4月に市民生活部長として本間の後任で参りました丹尾と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（一條制度担当係長） 同じく、4月に着任しました制度担当係長の一線です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 続きまして、事務局から配布資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

お配りしておりますのは、次第、委員名簿、委員会規則、それから、資料1として平成29年度札幌市アイヌ施策推進計画に係る検証評価（案）、資料2として平成30年度札幌市アイヌ施策年次報告書、資料3として平成31年度（令和元年度）札幌市アイヌ施策について、資料4としてA3判横資料で、アイヌ施策推進法・アイヌ政策推進交付金の概

要、最後に、A 4 判縦の資料として、アイヌ施策推進地域計画についての札幌市の考え方でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

それでは、委員会の成立について事務局からお願いいたします。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 委員会規則第 4 条第 3 項によりまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできないのですが、本日は、委員 10 名全員が出席しておりまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

2. 議 題

○松久委員長 それでは、審議を始めさせていただきます。

（1）平成 29 年度札幌市アイヌ施策推進計画に係る検証評価（案）について、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（増實企画担当係長） アイヌ施策課企画担当係長の増實と申します。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料 1 の平成 29 年度札幌市アイヌ施策推進計画に係る検証評価（案）でございますが、この内容は、今年 1 月に開かれた平成 30 年度第 1 回委員会においてご報告いたしました平成 29 年度の施策について、各委員からいただいたご意見等を含めて議事内容をまとめさせていただいたものでございます。

この内容を検証評価として、ホームページに公表させていただきたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局からご報告いただきました平成 29 年度札幌市アイヌ施策推進計画に係る検証評価（案）につきましては、平成 30 年度第 1 回委員会の議事を基に作成したものであるとのご説明がございました。

この内容で公表したいとのことでしたが、議事に沿った内容だと思いますので、特段、問題がなければ本案で了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、ご了承いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議題（2）平成 30 年度札幌市アイヌ施策年次報告書について、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（増實企画担当係長） 引き続き、アイヌ施策課の増實からご説明申し上げます。

資料 2 の平成 30 年度札幌市アイヌ施策年次報告書について説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、その裏側に序文と書いております。

それでは 1 ページをご覧ください。

施策目標 1、市民理解の促進について説明させていただきます。

推進施策（１）は、伝統文化の啓発活動の推進でございます。

①ですが、アイヌ民族の方々に講師となっていただいて、刺繍や木彫りの体験、それから、歴史と文化の講座、エコツアー等の体験講座を行うアイヌ文化体験講座を開催しております。

②ですが、アイヌ民族の方々にアイヌミュージックとか、古式舞踊、ムックリやトンコリなどの演奏のほか、刺繍等の制作体験などを行っていただくアイヌ文化交流センターイベントを開催しております。

２ページでございます。

③ですが、アイヌ文化交流センターにおいて、来館者に対してアイヌ民族の古式舞踊を披露するとともに、輪踊りを体験していただくアイヌ民族古式舞踊（輪踊り）を実施いたしました。

続いて、④と⑤は、小学校・中学校・高校の児童生徒に、アイヌ民族の伝統楽器の演奏や古式舞踊の披露等、アイヌの伝統文化の体験をしていただく小・中・高校生団体体験プログラムでございます。

④と⑤の違いですけれども、④はアイヌ文化交流センターにおいて実施するもので、そちらに来ていただくものです。⑤は、逆に、各学校に講師が出向いて体験をしていただくものでございます。

続いて、３ページ、４ページは実績表ですので、５ページに移らせていただきます。

⑥は、公共空間を利用した情報発信を行っております。例えば、昨年度ですと、さっぽろ夏まつりはサッポロビール様のご協力をいただいて、大通公園のビアガーデンの会場のふるさと応援PRステージにおいて、アイヌ文化交流センターの紹介とアイヌミュージックのライブを行うなどの情報発信を行いました。

また、さっぽろ雪まつりの時期には、札幌駅前通地下歩行空間において「ユキ・チカ in さっぽろ雪まつり」に出展させていただき、アイヌ伝統文化交流コーナーを設けて、民族衣装の試着や切り絵体験、トンコリ演奏体験等アイヌ伝統文化体験などを実施いたしました。ほかにもいろいろなところで情報発信を行っております。

続きまして、６ページに移ります。

⑦は、公募した１６名の市民の方とアイヌ刺繍作家４名が四つのタペストリーの制作チームに分かれて、作家のデザインと指導のもとで、それぞれがつくったアイヌ文様刺繍作品を一つのタペストリーにつなぎ合わせて、作品として完成させたものでございます。写真は、その四つのタペストリーを写したものです。

作品は、地下鉄南北線さっぽろ駅寄りの札幌駅前通地下歩行空間の柱内に展示しております。

この展示スペースは、もともとは２０１１年度から１２枚のアイヌ文様タペストリーを展示していたスペースですけれども、長年の展示によって傷みがだんだんと生じてまいりましたので、今回から毎年４枚、３年かけてこのような形のタペストリーに入れかえてい

くことを計画しております。

続いて、⑧は、南区の事業であるシーニックバイウェイ支援事業でございます。

シーニックバイウェイは、道路からの視点で美しい景観づくりや活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを目指すものでございまして、小金湯にあるサッポロピリカコタン（札幌市アイヌ文化交流センター）もスタンプラリーに参加するなど協力しております。

⑨は、札幌アイヌ協会が開催したアイヌ民族のシンポジウムやアイヌミュージックコンサート等を行うインカルシペ・アイヌ民族文化祭についての補助を行ったものでございます。

続いて⑩は、札幌アイヌ協会が行ったアイヌ文化の保存、伝承活動や各種学習会などの市民理解を促進する事業に対する補助を行ったものでございます。

続いて、7ページに移ります。

⑪は、市民文化局文化部の事業であるアシリチュプノミ保存伝承事業補助でございます。豊平川の南7条大橋付近の河川敷で行われるアシリチュプノミという新しいサケを迎える儀式を支援したものでございます。

続いて、⑫は、「北海道のおもてなし」をキーワードとして国が中心となって進めるイランカラフテキャンペーンの推進でございます。

フラワーカーペット2018において、「HOKKAIDO 物語～北の記憶～」をテーマに、札幌アイヌ協会の監修のもと制作されたアイヌ文様と北海道の豊かな自然をイメージしたメインカーペット周辺で啓発活動を行いました。

⑬は、アイヌ文化を発信する空間の整備でございます。

平成27年度の外部有識者による検討会議を踏まえて事業化されて、平成30年度は、内装制作、実物展示、映像コンテンツ制作・設置を行い、平成31年3月に供用を開始いたしました。

この空間のオープニングセレモニーにおいては、多くのアイヌ施策推進委員会の委員の皆様にもご出席いただき、供用開始をお祝いいただきました。

この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

また、平成30年度は、アイヌ文化を発信する空間に係る愛称案選定委員会を開催し、同空間の愛称が「ミナパ」に決定されました。この「ミナパ」という愛称は、選定委員会の意見を踏まえて、札幌アイヌ協会にアイヌ語の愛称の提案をお願いし、複数の案をいただいた中から、選定委員会の中で最も多くの得票で選出されたものでございます。

9ページに移ります。

推進施策（2）教育等による市民理解の促進でございます。

まずは、市職員向けの教育です。

①が新任課長職への研修の実施です。

新任課長職を対象として、アイヌ民族の歴史や文化、国の動向について、推進委員会委員の阿部委員に講師になっていただき、札幌市アイヌ文化交流センターで研修をしていた

いただきました。

それから、②は総務局の事業で、新採用職員に対する研修でございまして、アイヌ民族の歴史や人権に関する研修を行いました。

次の③と④は、教職員・子ども向けの教育で、いずれも教育委員会の事業となります。

③の札幌市民族教育に関する研修会は、学校におけるアイヌ民族に関する教育の充実を図るために開催したものでございます。

また、④の札幌市教育センター専門研修は、初任教諭などを対象として、アイヌ民族の文化や教育にかかわる研修を行ったものでございます。

⑤の札幌市研究開発事業「アイヌ民族に関する教育の充実」は、アイヌ民族に関する教育の諸問題を踏まえた教材の開発や指導方法の工夫等、実践的な調査研究を通してアイヌ民族に関する教育の普及啓発を図るものでございます。

続いて、10ページに進みます。

⑥は人権教育推進事業でございます。これは、学校外の人材などを活用した人権教育をより一層推進するための事業でございまして、サッポロピリカコタンの活用に関する実践研究等を行っております。

次に、市民向けの教育について説明いたします。

⑦は、環境局の事業となります。この事業は、市内にある環境関連施設を生物多様性に関する活動拠点と位置づけて、ネットワーク化を図るものでございます。

アイヌ文化交流センターを拠点の一つとして位置づけて、アイヌ民族の伝統文化や自然観の普及啓発を通じて、市民の生物多様性に対する理解の促進を図りました。また、「いきものつながりクイズラリー」という活動もこの事業の中で行っております。

続いて、同じく市民向けの関連事業でございますが、①として、市立札幌大通高校で開講している「さっぽろ市民カレッジ学社融合講座」で、アイヌ民族の歴史や文化について解説を行う教育委員会の事業も実施いたしました。

続いて、11ページに移ります。

施策目標2、伝統文化の保存・継承・振興について報告いたします。

まず、推進施策（1）アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進についてでございます。

①は、市民文化局文化部の事業でございます。埋蔵文化財センターにおいて、アイヌ文化期の出土資料を展示しております。

続いて、推進施策（2）伝統文化活動の推進でございます。

①は、札幌市アイヌ文化交流センターの運営でございます。

交流センターでは展示室等の運営と啓発事業を行っております。啓発事業につきましては、先ほどご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

アイヌ文化交流センターの利用状況が表になっておりますが、平成30年度の来館者数は5万5,083人ということで、平成29年度を約2,000人上回っており、平成25年度は5万6,455人と過去最高だったのですが、これに次いで2番目の来館者数と

なりました。

また、展示室の観覧者数につきましては、2万6,663人と平成29年度に比べて約8,000人の増加で、過去最高を記録いたしました。これは、平成30年3月末に白老町のアイヌ民族博物館が一時閉館となり、今は民族共生象徴空間に衣がえしている途中ですが、その影響で修学旅行生等が増加したことによるものと考えております。

②のイベントの実施については、先ほどご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続いて、裏面の12ページに移ります。

③の札幌地域イオル事業の受託及び実施でございます。

イオル事業とは、アイヌの伝統的生活空間を再生しようという事業で、公益財団法人アイヌ民族文化財団から札幌市が受託しているものでございます。自然素材の栽培、育成やアイヌの民具づくりの体験事業、それから、オータムフェスト会場における舞踊披露等を行いました。

次に、施策目標3、生活関連施策の推進でございます。

推進施策(1)は、産業振興等の推進で、民工芸品振興等可能性調査等業務を行っております。この調査は、都心部でアイヌ民工芸品を展示販売する可能性を把握するために行ったものでございます。

平成30年度は、6月と11月末から各2週間の調査販売を実施し、曜日による売り上げ傾向の把握、想定経費を踏まえた価格設定による販売高の調査、それから、多彩な決済手段の導入効果等の確認を実施したほか、ネットショップによる試行販売等を実施いたしました。

次に、推進施策(2)生活環境等の整備でございます。

①の住宅資金、新築資金等の貸付けについては、アイヌ民族の居住環境整備のため、住宅の新築、改修及び宅地の取得資金を準備するものでございます。平成30年度の貸付け実績はございませんでした。

それから、②は、アイヌ生活相談員、アイヌ教育相談員の配置についてでございます。アイヌ生活相談員は市民生活部で、アイヌ教育相談員は教育委員会学校教育部がそれぞれ所管しております。アイヌ生活相談員が2名、アイヌ教員相談員が1名配置されておりまして、アイヌ民族の方々からの各種相談に対応いたしました。

最後に、13ページに移ります。

③は、アイヌ民族の児童・生徒の学習支援でございます。

これは、教育関係者やボランティア等の協力を得ながら、アイヌ民族の児童生徒を対象とする夏休みと冬休みの学習会を開催し、支援を行ったものでございます。

資料2の説明については以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局からご説明いただきました平成30年度札幌市アイヌ施策年次報告に

ついて、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

○飯田委員 3点ほど質問させていただきます。

2ページに載っている小・中・高校生の体験プログラムですが、出前体験も同様のことをされていらっしゃるようですけれども、伝統楽器の演奏と言われています。具体的にはムックリとかトンコリなどが有名ですけれども、そのほかにも何かやられているのかどうかお聞きいたします。また、演奏者の方々はアイヌ文化交流センターに頼んでいるのでしょうか。それが1点目です。

2点目は、5ページの公共空間を利用した情報発信のところですか。

雪まつりと連動したイベントについては、私も今年の2月に行かせていただきました。ちょうど人通りがたくさんある時期で、開催の中身も写真にあるように、樺太アイヌの方などいろいろな方々がいらしゃって、いろいろな話を聞かせていただき、知識が深まったと思えました。

さっぽろ夏まつりの件の関係ですが、アイヌ文化交流センターの紹介及びアイヌミュージックライブを行ったと書いてありまして、場所的にも期間的にもちょうどいい機会だと思っておりますが、これは今年も開催する予定ですか。

また、夏まつりのプログラム、紹介パンフレットがありますが、何も書かれていなかったような気がしたのですけれども、もしできるのであれば、中身の紹介も含めて載せていただきたいと思うのですが、いかがですか。これが2点目です。

3点目は、12ページにある地域イオル事業についてですが、一つ目に、清田区内の市有地において自然素材の栽培及び育成管理を行ったと書いてあるのですが、これは、昔からやっているアイヌの方々が使うためのいろいろな自然素材を栽培、管理しているということだと思いますが、具体的にはどのようなことをされているのか、教えていただければと思います。

以上の3点です。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 1点目の小・中・高校生団体体験プログラムで、どんな伝統楽器を使って、誰に演奏していただいているのかというご質問かと思えます。

誰にとというのは、札幌アイヌ協会に委託をしております、協会で適任者を選定して演奏いただいている状況でございます。

楽器につきましてはムックリとトンコリで、そのほかに認識はないのですけれども、多原委員、ほかに楽器などは使っていますか。

○多原委員 大体はムックリとトンコリを披露させていただいておりますが、アイヌの楽器の概念としては、歌の伴奏などではなく、カムイと対話するとか自分の存在を知らせることに使ったと思われていまして、太鼓やこさ笛などたくさんものがあります。

今後の体験プログラム事業等では、アイヌの舞踊はどのようなときに踊ったのか、楽器と言われる音の出るものはどういうときに使ったのかということ、アイヌの自然観やカムイに対する考え方を子どもたちに伝えることができればいかと考えております。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 2点目のさっぽろ夏まつりのイベントの紹介がプログラムにはないので、載せていただけないかというご質問です。

今年は、プログラムの構成上、残念ながら夏まつりの会場での披露はかないませんでした。しかし、サッポロビール様のご厚意で、違う場所でもイベントをやっているので、ぜひそちらでいかがですかというお誘いを受けました。これは、7月7日（日）にアリオ札幌で開かれるステージですが、アイヌ文化交流センターのPRや舞踊など、夏まつりでやっているものを発表する予定でございます。

○事務局（根本収納対策担当係長） イオルの作物として、セタエント（ナギナタコウジュ）というシソ科の植物がありますが、これはお茶にしたり、クッキーに入れたりして使います。それから、八列トウキビと言いまして、特殊なトウモロコシやツルニンジンなど、珍しい植物を主に栽培しております。

これらは、サッポロピリカコタンなどで行う祭祀のイベントの供物などに利用されています。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○八代委員 八代でございます。

12ページの推進施策（2）の②、生活相談と教育相談ですが、まず、生活相談の件数が1,598件で、これを2人の相談員が対応しているとなると、1人は年間で約800件の相談を受けることになります。これに継続相談等も含めるとかなり多くなり、負担になる件数だと思いますが、増員しなくても2人で対応していけるのかということが1点目です。

それから、今、生活相談は内容的に分かれています、相談内容の傾向等を把握していらっしゃればそれを教えていただきたいと思います。

それから、3点目は、生活相談の中に教育相談57件とありますが、教育相談員が対応している教育相談と生活相談員が担当している教育相談というのは、内容的にどのように分類されるものなのか、教えていただきたいと思います。

○事務局（大場アイヌ施策課長） アイヌ生活相談員が2人で約1,600件というのは、件数が多いのではというお話でした。

相談にいらっしゃった方が一度に何個も相談する場合があります、その一つ一つをカウントするので、数的に多くなる傾向にございます。そういうことがありますので、相談員を増やすことは今のところ考えておりません。

それから、傾向としましては、就学しているお子さんがいる方は、学習支援や教育支援などいろいろとありますので、そういった支援について相談する傾向が多いということがあります。

それから、高齢になったアイヌの方々から、こういうことができなくなってきたとか、こういうことをしたいけれどもという形のご相談を受けたときは、区役所につなぐ役割も

しております。

また、生活相談員と教育相談員の教育相談が被っているというお話がありましたが、先ほどお話ししたとおり、単体のご相談は余りなくて、生活相談でお話をしながら教育相談もされます。いろいろな話の中に、実は息子がとか娘がということが出てくるので、区分けはしていないのですが、生活相談をする中にも教育相談があることになります。

教育相談員の教育相談は、まさにそれだけで相談に行っているのです、そのままの教育相談の件数となっている状況です。

○八代委員 ありがとうございます。

○松久委員長 ほかにご質問等はございませんか。

○多原委員 11ページの施策目標2の伝統文化の保存・継承・振興についてです。これは非常に大事なことなのですが、実際の事業は啓発事業のような感じを受けます。

アイヌ伝統文化というものは、やはり人が伝えていくものであって、人材がいなければ、保存もできないし、継承もできないと思います。ここに書かれている中に、そういったことがあまり見えてこないのですが、今後、継承していく人の育成などはどのように考えていらっしゃいますか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 今までは、文化を継承する人の育成には、力が注ぎ切れなかったという感がございます。

ただ、後ほどお話しが出てきますけれども、アイヌ新法が5月24日に施行されまして、まさにそういうところに力を入れていく国の方針がございまして、そのための必要な交付金も用意されている状況です。今までは手薄だったかもしれませんが、今後はそういうところにも力を入れていきたいと考えているところでございます。

○多原委員 ありがとうございます。

○松久委員長 ほかにございませんか。

○阿部委員 最後の12ページ、推進施策（2）生活環境等整備の①住宅新築資金等の貸付けの件です。これは、札幌市で何十年もやってきているのですが、現状はどうかということ、いろいろな検討をされてご意見をいただきました。

実際に、昨日も今日もテレビのニュース等でやっておりますけれども、銀行などの金利が非常に下がっています。ところが、札幌市の住宅貸付金利は、数十年間一切変わらず、いまだに2%です。でも、昨年3月には、帯広市がこれを1%に下げました。やはり、金利の状況を勘案した上でやるべきではないかと思えます。

ここに書いてあるとおり札幌は金利が高いので、借りる人が誰もいないのです。住宅の問題で言うと、札幌は土地がすごく高いので、土地を買って家を建てると大変な借金をするのですが、金利が2%というのは、今ではあり得ないことだと思います。

数年前に検討委員会を開いていただいたことがあります、このときは、アイヌの人たちのことを全く知らない外部の有識者ばかりでやっているのではないかと、私は会長としてすごく批判され、怒られました。

どうしてそこにアイヌの人たちも委員として参加しないのか、アイヌの歴史やどんな状況に置かれてきたのかということとをそこで話さないとわからないだろうと、私は常に怒られているのですが、この辺のところは、現在の国の新法も含めてこれからいろいろと考えていただきたいと思います。

この住宅資金の問題についても、そういう委員会を開いてぜひ考えていただきたいと思います。そのときに一時言われたのは、借金が多くて返さない人が多い問題があるということでした。そういう人たちが世の中において、一生懸命払っている人もいるわけですが、そういう人たちはどうなるのですか、ということがありました。その家族もいるので、この辺のところをぜひ検討していただくことをお願いいたします。

その辺のところは、この委員会でもた発言するかもしれませんので、委員長、よろしくお願いします。

○松久委員長 この貸付実績がない主たる原因は、市中金利に比べてかなり高金利である、というところにあるかと思えます。高金利での貸付けが維持されていることについて、何かお分かりのところがありますでしょうか。

この2%というのは、どこかで基準が決まっています規定があるのですね。これを帯広市は1%に下げたということですが、その手続をどこでやるのか。最終的に行政でこういう方針でいきたいというところを議会で承認する形になるのか、そういう話を進めていくときのプロセスというのはどこから始まるのでしょうか。例えば、今、委員会で検討してほしいというご要望がありましたが、そもそもそういう委員会があるのでしょうか。

また、今日は、この委員会でこういうご意見が出されて、問題意識として共有されますと、また然るべきところにお伝えいただけると思うのですが、ただ話があったというだけで終わってしまうのは何とも残念ですので、こういう問題をどう考えるのかということを取り上げるプロセスと申しますか、そこに乗せていくにはどうしたらいいのか、おわかりの範囲で教えていただければと思います。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 今、阿部委員から2%の金利についてと、その他、貸付けの条件も現状に合っていないのではないかというお話がございましたが、平成27年度に金利の基準などを見直してみようという委員会を開催しまして、そこで、金利や貸付けの条件等を整備したところでございます。

その中では、2%というのは、確かに市中金利からするとちょっと高いのではないかというお話もございました。ただ、長期的に見た場合、2%の金利はそれほど高いとは言えないというところで、そのままでもいいのではないかというお話もございました。

一旦はそこでお話がありましたけれども、阿部委員からお話もございましたし、我々も帯広市の状況を当然注視しております。ただ、いろいろな情報を仕入れる中で、帯広が1%に下げたからの貸付状況についてもしっかり見極めていきたいと考えております。

我々もずっと2%でいいと思っているわけではございませんので、道内の状況など各委員の意見も踏まえて、金利に関して見直すべきところについては、今後、事務局でいろい

ろと検討させていただければと思っております。

○松久委員長 今のお話で、平成27年度に金利の見直しなどを前提にした委員会を設置されたことがわかったのですが、その委員会の審議として今のような話し合いがなされて、一応そこで結論を見たので、今はもう解散してなくなっているということですね。

○事務局（丹尾市民生活部長） この検討委員会は、貸付制度の全体を検討する委員会として、そこであわせて利率の検討もしていただきました。

○松久委員長 札幌市の貸付制度全般を扱う委員会ですか。

○事務局（丹尾市民生活部長） 全般ではなく、アイヌの関係の住宅貸付けを検討していただいて、例えば、今の貸付条件がいいのか、保証人が2人でいいのかなど、いろいろ検討していただいた委員会でした。

ただ、利率に関しましては、札幌市で要綱を定めているほかに、国や道にも要綱がございまして、その中で2%以内となっておりますので、ほとんどの自治体が2%にしておりますけれども、「以内」なのでもちろんそれ以下に定めることも可能でございます。

なぜほとんどが2%にしているかといいますと、事務コストを考えると、2%程度で回収がちょうどいいという当時の国のお話がありました。ただ、金利の状況もいろいろと変わってきておりますし、帯広市のような例もありますので、検討していくことはできると思っております。改めて検討委員会を設ける形ではなくても、まず、事務局として検討してみたいと思っております。

○松久委員長 ありがとうございます。

貸付条件として、今、保証人が2名とおっしゃいましたが、担保のとり方として、抵当権の設定などもあわせて行うのですか。

○事務局（丹尾市民生活部長） 要綱の中にいろいろな定めがございまして、その当時、条件を見直したり、再検討したという経緯がございます。

○松久委員長 この問題は、国の基準やそれに従って各自治体の定めがあるのだとしても、現在、2%で借りるというのはやはり高いですね。

○多原委員 アイヌ住宅貸付制度そのものについては、市中金利の高さもありますけれども、実際に新築住宅資金と土地資金をあわせて満額を借りても1,300万円にならないのです。

そうすると、札幌で住宅を建てるとしても別の銀行から借りなければ住宅を建てることはほとんどできません。ですから、ほとんどはあわせて借りている状態です。また、アイヌ住宅資金に関しては保証協会というものに全く入れません。ですから、自分の知り合いや親戚に頼むことになり、そのようなことが両方の滞納につながっていきます。また、病気など何か一つにつまずくこともあっても、やはり保証協会などには頼れないのです。

それがいろいろと問題になって、札幌市も何年か前に回収対策をされていましたが、そのときに私は会員からの相談を受けました。

こういう制度になったので当たり前なのでしょうが、保証人になった方が亡くなられ、

相続者が遺産を放棄すると次から次へとつながって、全く知らない親戚の人たちのところへあなたがその保証を相続することになっていきますということになります。実際にその金額を見てびっくりしてしまった。どうしたらいいのだろうということの相談がありますが、それは、その前の人から相続を放棄すればいいのだそうです。このことをわかる人はいいのですが、わからない人は突然何千万円の請求が来るので、非常に驚きます。

ですから、今の貸付制度はニーズに合っていないと思います。住宅資金の貸付けをするのであれば、きちんと建てられるくらいの金額を札幌市が一つで貸さないと、必ず銀行に第一抵当で持っていかれますから、札幌市には何も残りません。結局、そのまま借金になってしまいます。

アイヌ協会は何もしてくれないということ、私は何度も言われました。

アイヌの歴史認識などからも、何のためにこの住宅資金をつくったかということをしっかり考えていただかなければ、この制度自体は崩壊すると思います。

○松久委員長 最初に、市中金利との差に焦点を当てて申し上げましたけれども、いろいろな角度からやはり検討しなければならぬ非常に微妙で、かつ難しい問題かと思えます。施策として融資して支援するとなれば、低めの金利で貸し出すことも望まれるのではないのでしょうか。他方、融資の原資の性質からしますと、それが焦げつく蓋然性が高い形での貸付けはできませんので、事はなかなか簡単ではありません。しかし、そういう融資を受けたいという需要があって、施策の方向として、そこに援助の必要性があれば、何かいい方法がないかいろいろとご検討をいただきたいと思えます。

○阿部委員 私は資料を持ってきたので、先に委員長に見せてから質問をすればよかったのですが、そのときの検討委員会の構成メンバーはたった3人だったのです。大学の教授の方が1人でこの方が委員長をされて、弁護士さんが1人、それから、住宅金融公庫の支店長さんも入れて3人でやっていらっしゃったのです。そこに、私たち当事者のアイヌの意見を聞くわけでもなければ、呼ばれたわけでもありません。

アイヌの住宅資金の問題や金利の情勢などを今初めて聞いた委員の方は、恐らく多くいらっしゃると思います。これは、明治32年、1899年の北海道旧土人保護法で、アイヌの家をチセと言いますが、これが草ぶきの屋根だから火事になったら危ないということで、周りに日本人がだんだん多くなると、あいつらの家が焼けたら俺らの家も焼けるから何とかしろということになりました。

そして、昭和12年に、この旧土人保護法でアイヌの住宅を危ないので何とかしようということになり、みんな壊して2,000棟を建てるということになりました。しかし、その8割は国が持つが、2割はアイヌが払えということになったのです。ところが、戦争になってしまったから、2,000棟を建てかえるといっても、実際には160棟しかできなかつたのです。そういう状況や現在のアイヌの資金状況もあるので、いろいろと聞いてくださいということです。

官房長官をやっていた野中さんという方がいらっしゃいます。昔、私があの人にお会い

したときに、おい、阿部君、俺のところに見に来いと言うので、何ですかと聞きました。あの方は部落の出身で、京都の園部町の町長さんをされていたのですが、部落対策事業で住宅を建てていると言うのです。それを見てきなさいと言うので、行ってみると、文化住宅といって3LDKの家を2軒並べて、部落の人たちに3,500円で貸しているのです。私はこういうのもあるのかと思いました。

そうしたら、京都でも大阪でも公営住宅をたくさん建てて、そこに1,000円とか2,000円で入れているのです。

だから、公営住宅を考えることも大事なのです。札幌あたりで土地を買って家を建てるのは大変だと言われた記憶がありますので、アイヌの住宅を考えるのであれば、やはりアイヌの委員も入れていただきたいという思いがあります。ぜひこの辺を検討していただきたくお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○松久委員長 ただいまご紹介いただきましたように、住環境の整備については、住宅取得の支援だけではなく公的な建物を低廉な賃料で貸し出すなど、その方法は幾つかあると思います。その幾つかの方法等を見据えて、できるだけいろいろな視点や角度から光を当てて検討する必要があると、ただいまのお話から教えていただいたと思います。

そのようにご教示いただいたところですので、まずは、いろいろな問題点の洗い出しや支援の方法、それぞれのメリット、デメリットなどについて、機会を見てご検討をいただけるものと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松久委員長 それでは、続きまして、平成31年度(令和元年度)の札幌市アイヌ施策について、資料のご説明をいただきたいと思います。

○事務局(増實企画担当係長) アイヌ施策課の増實でございます。

資料3をご覧ください。

平成31年度(令和元年度)札幌市アイヌ施策についてご説明させていただきます。

1 ページ目の施策目標1、市民理解の促進、推進施策(1)伝統文化の啓発活動の推進でございます。

①のアイヌ文化体験講座については、平成30年度は16回開催しております。今年度も例年回数程度を開催したいと考えております。

②アイヌ文化交流センターのイベントの実施でございます。こちらは、平成30年度は6回実施しており、今年度も同程度の実施を予定しております。

それから、③のアイヌ民族古式舞踊(輪踊り)の実施でございます。平成30年度は153人の参加をいただきました。今年度も一回、既に6月16日に実施済みでございます。大勢の方にご参加いただけたと思っております。

④、小・中・高校生団体体験プログラムの実施でございます。こちらは、平成30年度は48校の実施でしたけれども、今年は80校を目標に取り組んでおります。また、交流

センターに来られる際のバス費用の負担についても、平成30年度の25台の予算から5台ふやして30台分を確保しております。

⑤は小・中・高校生団体出前体験プログラムの実施でございます。こちらは、目標参加コースをふやして50校としております。

それから、⑥の公共空間を利用した情報発信でございます。こちらは、先ほどご紹介させていただいたとおり、夏のイベントは7月7日の2時からアリオ札幌で開催予定でございます。雪まつり関連も例年のように行っていききたいと思っております。

続いて、⑦の市民参加によるアイヌアートモニュメント制作でございます。平成30年度と同様に、16人の市民とアイヌ刺繍作家4名によってタペストリーを制作し、残る8枚のうちの4枚を更新して展示していききたいと考えております。

⑧のインカルシペ・アイヌ民族文化祭の開催の補助でございます。こちらは、シンポジウムやムックリ大会、トンコリ大会、アイヌミュージックコンサート等、民族の文化祭について、主催者である札幌アイヌ協会にこれらの事業費の補助を行っていききたいと思っております。

続いて、裏面の2ページ目に移ります。

⑨は、札幌アイヌ協会が実施する各種事業への補助で、アイヌ文化の保存、伝承や各種学習会等の事業に対して補助を行うものです。

⑩の“イランカラテ”キャンペーンの推進でございます。

こちらは、6月23日にフラワーカーペット2019が赤れんがテラスで開催されましたけれども、昨年同様に、札幌アイヌ協会が監修されたアイヌ文様のメインカーペット周辺で北海道などとともに啓発活動を行いました。

それから、⑪のアイヌ文化を発信する空間の管理運営でございます。

供用開始初年度でございますので、適切な管理運営を行って、継続的なアイヌ文化への理解促進を図りたいと考えております。

⑫は、アシリチェプノミ保存伝承事業補助で文化部の事業です。

それから、⑬は南区のシーニックバイウェイ支援事業についても昨年同様に、今年度も継続予定でございます。

続いて、3ページ目に移ります。

推進施策（2）教育等による市民理解の促進です。

①の職員向けの新任課長職への研修の実施、それから、②の新採用職員への研修も例年どおり実施予定もしくは実施済みでございます。

教職員・子ども向けの教育委員会の事業でございますが、札幌市民族教育に関する研修会や教育センターの専門研修、それから、⑤の研究開発事業、「アイヌ民族に関する教育」それから、⑥の人権教育推進事業、いずれも昨年同様に実施していく予定でございます。

それから、⑦の市民向けの生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークは環境局の事業でございます。

関連事業①といたしまして、教育委員会の札幌市民カレッジ、学社融合講座についても昨年同様に実施していく予定でございます。

続いて、裏面の4ページに移ります。

施策目標2の伝統文化の保存・継承・振興でございます。

推進施策(1)と(2)をまとめてご説明いたしますが、最初にアイヌ文化交流センターの運営で行う事業は記載のとおりでございます。

また、札幌地域イオル事業の受託及び実施についても昨年同様に行っていく予定でございます。

施策目標3の生活関連施策の推進、推進施策(1)の産業振興等の推進ですが、民芸品の振興等可能性調査については、今年度もターゲット層を絞った商品企画や試行販売の効果の確認、それから、スペース設置に必要な費用の把握等々を今検討しておりまして、それを基に、今年度実施する内容を詰めていきたいと考えております。

それから、推進施策(2)の生活環境等の整備でございます。

①の住宅新築資金等貸付けでございます。予算額としては、昨年同様の規模を確保しております。先ほど、いろいろとご意見をいただきましたが、これはまた事務局で検討してまいりたいと思います。

②のアイヌ生活相談員とアイヌ教育相談員の配置につきましても、生活相談員が2名、アイヌ文化交流センターに1名と、共同利用館に1名、教育相談員はアイヌ文化交流センターに1名を配置して、昨年同様に相談に対応していきたいと考えております。

また、アイヌ民族の児童生徒に対する学習支援についても、夏、冬の学習支援を継続していく予定でございます。

最後に、5ページについては、その他の予算として、共同利用館の運営費や職員の人件費、この委員会の経費、それから、住宅貸付けの滞納整理等の経費等を記載しております。

資料3に関しては以上でございます。

○松久委員長 ありがとうございます。

ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

○飯田委員 2ページ目にあります「市役所本庁舎前にキャンペーンを啓発する大型フィルムシートを継続設置」と書かれていますが、今も置かれているのですか。それから、継続という意味は、以前つくったものをこれからずっと継続して設置しておくということですか。

○事務局(増實企画担当係長) 市役所の1階の玄関に入って左側にタペストリーがあります。その裏側に、イランカラブテというキャンペーンの大きな宣伝が載っておりまして、そちらを指しております。

中のタペストリーは4枚あるものですから、半年に一度模様がえをさせていただいております。

○飯田委員 以前からずっとやっていたのですか。

○事務局（増實企画担当係長）　そうです。イランカラテキャンペーンの大型フィルムシートというのは、以前から継続させていただいております。

○松久委員長　ほかにございませんでしょうか。

○多原委員　予算についてお尋ねします。

1 ページ目に、伝統文化の啓発活動推進について、平成30年度は2億5,000万円、平成31年度は3,300万円になっていますが、これは減ったのですか。

○事務局（増實企画担当係長）　この2億5,000万円から3,300万円に減額になったのは、アイヌ文化を発信する空間の整備費用が平成30年度に入っておりまして、それが運営管理になったので、一気に減っているということで、ほかの事業が何か大きく変わったということではございません。例年どおりの予算は確保しております。

わかりにくいづくりで申し訳ございませんでした。

○多原委員　減ったので、驚きました。

それから、ほかのところは数字の動きが余りないようですが、5ページのその他の予算は増えています。ここで増えているのは、新たなものが何かあるのですか。

共同利用館運営費、事務費、アイヌ施策推進委員会経費、住宅貸付滞納整理経費等と書かれておりますけれども、これについて教えていただけますか。

○事務局（増實企画担当係長）　予算の400万円全部ではないのですが、アイヌ文化交流センターの設備でいろいろと壊れてきているものがありまして、それを直すための費用が含まれております。

○多原委員　交流センターのですか。

○事務局（増實企画担当係長）　例えば、設備面でトイレが壊れたとか場合等の費用でございます。

○多原委員　了解いたしました。ありがとうございます。

○松久委員長　ほかにございませんか。

○貝澤委員　4ページの施策目標2の推進施策（2）、真ん中あたりの②イオル事業ですが、自然素材育成事業というのはすごく重要で大事なことだと思います。

以前も同じことを言いましたが、今、清田区にあるイオルの土地は2,000㎡です。それも、私から見ればただの畑的なところで、日当たりはいいかもしれませんが、アイヌに必要な自然素材というのは林の下で成長するものなので、ちょっとした里山的なところとか、小さな沢があるようなところが望ましいのです。例えば、トレブ（オオウバユリ）などがありますが、あのイオルの場所では、畑はできるけれども、それ以外の自然素材は何年もやってみたけれども、ほぼ無理です。活着しないといいですか、幾ら植えても二、三年で枯れてしまいます。

それではどうしようもないので、やはりイオルの場所としてどこかを追加してほしいと思います。

例えば、小金湯のさくらの森がありますが、あそこの奥のほうにはちょっとした沢があ

り、湿地などもあります。そこでは里山的なものはできないけれども、私はときどき行って、ここはいいなと思います。湿地的なところは使えるので、そういった場所もイオルとして追加していく方向で検討していただきたいと思います。これは要望です。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 4ページの真ん中にあるイオル事業ですが、札幌市内にその場所を拡大して増やしてほしいというお話でございます。

この事業は、公益財団法人アイヌ民族文化財団から事業費を受託してやっている関係がありますので、その財団と調整を図りながら、どんな形ができるのか検討させていただければと思います。

○貝澤委員 ありがとうございます。

○阿部委員 委員の皆さんは、イオルとは何のことかわからないと思います。

十数年前にアイヌ民族文化財団ができたとき、北海道庁に8カ所の地域のアイヌが手を挙げて、そこでしっかりと伝統的生活空間をつくって、昔のいろいろな生活を体験したり、子どもたちにも教えたりしようということを要求しました。北海道庁も厚さ2センチくらいの冊子で、イオルをこれだけやるということですのでいい計画を立てたのです。

私たちもそれでやろうと思ったのですが、国では金がないと言って、平取町が始まったり、白老町が始まったりしました。当初、平取と白老には、約1億円近い予算をかけました。ところが、札幌のイオル事業は、ゼロ一つ違って数百万円です。

そのときに、札幌市にイオルのできる場所はありませんか、空いている土地はありませんかと聞いたら、札幌市は10カ所くらい出してくれました。清田区はその一つで、今も恐らく空いているところが10カ所くらい持っていると思いますが、そういう場所がまだまだあるわけですから、イオルを本当にやるのであれば、そういう方向でやっていただきたいと思います。

委員の方々は知らないのですが、そうかと思っているかもしれませんが、平取町と白老町が六、七千万円もらっているのに、札幌市は1,000万円ももらっていないのです。これは全然話になりません。

これだけの人がたくさんいて、すばらしい交流センターや地下街などをたくさんつくっている割には、このイオルについては、お年寄りに参加いただいて子どもたちと一緒に体験するところがないことを委員の方に覚えておいていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松久委員長 ただいま、平取は六、七千万もらっているというお話がありましたが、そのお金はどこから出ているのですか。国からですか。

○阿部委員 イオルなので、国と北海道からです。

○松久委員長 ここで出していただいた資料では、公益財団法人のアイヌ民族文化財団から事業を受託してとなっていますが、その事業費はこの財団から出ているということです。

今の平取の仕組みと札幌市は同じですか。

○阿部委員 仕組みは同じで、出しているけれども、それだけが認められないということ

だと思えます。それとも出しているのでしょうか。

○松久委員長 先ほどの話では、平取は国のお金ということでしたが、この財団法人を通して支給されている形と同じですか。

○阿部委員 そうです。アイヌ民族文化財団が2分の1で、道庁が2分の1です。だから、国と道から出ているということになります。

○松久委員長 平取と札幌で、その違いが出ている原因はどこら辺にあるのですか。

○阿部委員 市の考え方をお聞きしたいのですが、平取や白老の10分の1ということについてどう思っているのですか。

○松久委員長 急のご質問ですので、すっと出るお答えは用意されてないかと思えますので、また次の機会におわかりなっところを教えてくださいと思います。

今お伺いしたところによると、その資金は道と国から出ているのですか。

○阿部委員 アイヌ民族文化財団自体は、道からの2分の1と国からの2分の1の財政があり、事業がそこから来ています。

○松久委員長 道と国から財団法人にお金が入って、それをどこの事業に支出するかというのは財団法人で決定しているということですね。そうすると、札幌市が受託している金額がだいぶ見劣りしているので、札幌市の企画力がいま一つという見方をする人がおられるかもしれません。

あるいは、道や国からお金が来るときに、これはどこにというように、支出先が決まった形では来ていないはずなので、財団法人の考えがどこら辺にあるのということになると思えます。

そうであれば、今のご質問にすぐに市側が答えることはできない話かと思いながらお聞きしましたが、今、そういう違いがあるということを知りましたので、この違いがどこから来るのかということをもっと押さえなければならぬと思います。バランスのとれた規模でということから、札幌はもう少しとれてもいいのではないかとということになれば、そこに知恵の働かせようというのがあるのではないかとということにもなるかもしれません。

今日受けたご指摘については、どうしてこうなっているのかということをお調べいただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（丹尾市民生活部長） 後日お調べして、正確なところをお伝えしたいと思います。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見はありませんでしょうか。

○本田委員 4ページの施策目標3の（1）の産業振興の推進についてです。

毎回お尋ねしているのですが、アイヌの方々を札幌市がバックアップしてお店を出すという施策はとても大切だと思っているのですが、この間、ずっと調査をされていて3年目であるということです。また、引き続き調査継続ということですが、これは、どれくらいの年度で一応の結論を出すおつもりですか。

それから、この結果がどういう形で私たちのところに明らかになるのかということが、今まで余り見えていなくていつもじれったく思っておりました。今はアイヌ文化に追い風が吹いてきていることもあり、例えば、グッズをつくるなど、様々な分野からの参入が激しくなっています。

そういうところに立ち遅れていくと、せっかく新型交付金がおりとか動き始めるというときなのに、販路が開けないまま、アイヌの人たちの経済的な自立の道が閉ざされます。ですから、ここはやはり急いでやっていただきたいという気持ちです。どういう見通しを持っていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○事務局（丹尾市民生活部長） 毎回ご指摘を頂戴しておりますが、誠にごもっともだと思います。

同様の認識は持っているのですが、一方で、常設販売ということを作り立たせるためには、税金をどんどん投入するわけにはまいりませんので、継続的な供給と売上げが見込めることが必須でございます。

平成29年度からチ・カ・ホで調査をさせていただいたのですが、購入者のニーズ把握、さらに今後は、そのニーズに合う品物の安定的な供給体制、それから、販売方法やコスト、また、売上げ確保のためにはただ集めて売るのではなくて、ブランド化の検討も必要と考えております。

そういった課題が見えてきた中で、今後につきましては、まず、チ・カ・ホでは、もう少し頻度を上げて定期的な販売を実践しながら、もっと具体的な調査をしていきたいと思っています。

常設販売ということは、秋元市長の公約にも入っております。当然のことながら私たちもスピード感を持ちますが、ネックとなるのは場所の確保でございまして、余り奥まった場所に置いてしまいますと売上げが上がりませんので、やったけれども、売れない、だから要らないとなってしまいかねません。

そのため、場所の確保は非常に重要と思っております。既に適地をいろいろと検討しているところですが、都心部となりますと、空きが出るのが今年、来年ではなくて、数年先という箇所が多いのです。今いろいろと検討していますが、難しい面もあると思っています。

そういった意味で、例えば、既存の民間の店舗での委託販売、前回、本田委員からもご指摘がございましたけれども、そういったこともあわせて検討してまいりたいと考えております。

○松久委員長

ほかにご意見等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、最後の議事のアイヌ新法に係る情報提供について、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（一條制度担当係長） アイヌ新法に係る情報提供につきましてご説明させていただきます。

A3判横のアイヌ施策推進法・アイヌ政策推進交付金の概要という資料をご覧ください。

先ほどもお話に出ましたけれども、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律というアイヌ施策推進法が4月26日に公布、5月24日に施行となっております。

この法律は、大きく分けると四つの内容に分かれておりまして、一つ目の基本的な事項としまして、アイヌの方々在日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民であるという認識が目的規定に示されておりますほか、アイヌ施策の推進に当たりまして、国や地方公共団体の責務が定められているという内容になっています。

二つ目は、総合的かつ継続的にアイヌ政策を実施するための支援措置としまして、国によるアイヌ施策の総合的、効果的な推進を図るための基本方針の策定、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成、この地域計画に基づく事業に対する新たな交付金制度の創設などがありますほか、国有林における林産物の採取に関する特例措置や伝統的儀式などのためのサケの採捕に関する配慮、そのほか、商標権の申請手数料の軽減措置などの特例措置などが講じられております。

三つ目は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、白老町に整備されております民族共生象徴空間、ウポポイですが、こちらの管理に関する規定でございます。

四つ目は、官房長官をトップとしたアイヌ政策推進本部の設置に関する規定ということになっております。

ただいまご説明しました新法の内容のうち、特に市町村にかかわる部分として、地域計画と新交付金の内容について説明を補足させていただきたいと思っております。

まず、左下の地域計画についてでございますが、これは、アイヌ施策を推進するために市町村が作成する計画で、5年間を限度とした複数年計画となります。作成した地域計画につきましては、内閣総理大臣の認定を受けることになっておりまして、この認定行為が新交付金を受けるために必要ということになっております。

次に、資料の右側に交付金の説明を記載しておりますけれども、アイヌの人々に寄り添い、未来志向のもと、そのご要望にできる限り対応しながら、アイヌ政策を総合的に推進していくため、これまでの文化振興、福祉施策のほか、地域振興、産業振興、観光振興なども対象に加えた交付金制度ということになります。

この交付金につきましては、先ほどもご説明しましたが、市町村が作成した地域計画を国に申請し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要となりまして、この認定を受けた地域計画に基づく事業が交付金の対象となります。

対象事業としましては、アイヌの人々と地域住民との交流の場の整備や、そのような場所を使ってのアイヌ高齢者のコミュニティー活動への支援、また、伝統的なアイヌ文化、生活の場の再生支援、アイヌの観光振興、コミュニティー活動支援のためのバス運営など

のメニューが国から具体的な例示として示されております。

この交付金ですけれども、国から、9月から事業を開始することを目指して準備を進めていると聞いておりますけれども、いまだ具体的なスケジュールや交付金の要件などは示されていない状況になっております。

その一方で、7月には、今年度分の申請手続きをしなければいけないとも国から聞いておりまして、非常にタイトなスケジュールの中、地域計画を作成していかなければならない状況になってございます。

次に、A4判縦のカラーのアイヌ施策推進地域計画についての札幌市の考え方という資料をご覧ください。

ただいまご説明しましたとおり、限られた時間の中で地域計画を作成していかなければいけないこととなりますので、具体的な要件がまだ示されていない中ではありますが、現時点での札幌の考え方をまとめております。

まず、計画期間ですけれども、令和3年度末までの計画にしたいと考えております。これは、札幌市の基本計画である札幌市アイヌ施策推進計画が令和2年度末までに改定を見込んでおりますことから、地域計画の期間については3年程度と想定したものでございます。

二つ目の地域計画の目標につきましては、市の推進計画を踏まえまして、アイヌ伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化に対する市民の理解を深めること等により、アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を目指すという内容で考えております。

三つ目の想定される事業ですけれども、これも市の推進計画に沿いまして、これまで実施してきた下記に記載している事業、伝統的生活空間の再生、ミナバの運営管理、イベント等公共空間を活用したアイヌ文化の発信、民芸品展示販売スペースの設置やアイヌ伝統文化の振興・市民理解の促進、アイヌ文化交流センター展示物の修繕や更新など、これら事業の継続及び拡充を図っていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○松久委員長 ただいま、事務局からご説明いただきましたアイヌ新法の情報提供につきまして、ご意見ご質問などはございませんでしょうか。

○北委員 9月からの地域計画の申請についてですが、地域計画について、札幌市としては、こちらでの会議の委員のご意見などもちゃんと取り入れていただけるものなのか、お伺いしたいと思います。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 今回つくる地域計画については、先ほどご説明がありましたとおり、期間的に難しい形であります。

しかし、今、A4判縦の資料で示した考え方に基づいて、もしこういうことを入れてほしいという意見があれば、そのお話を聞いて、計画として盛り込めるのかどうかを我々が検討することはあると思います。

その後、また新たに地域計画を出すときにはきちんと順序立てて、あらかじめきちんと推進委員会のお話を聞いていきたいと考えています。

今回はどうしても時間がない、まだ国の方針も示されていない、交付金の要綱も示されていないけれども、9月からは事業を実施したいという国の意向からすると、今回はなかなか組み込むことは難しいと思っておりますが、今持っている10年間の札幌市のアイヌ施策推進計画の中で計画しているもので、未達成のものや、さらに充実させていきたい事業に力を入れていく交付金事業として考えておりますので、今まで議論されてきたものとか離れた事業をすることは今のところ考えておりません。

○八代委員 印象を申し述べさせていただきたいと思えます。

資料4のアイヌ政策推進交付金の二つ目のポツに、「このため、従来文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む支援のための交付金制度を創設」と書いてあります。従来文化振興、福祉施策に加えということですから、従来の見解、考え方が幅広く地域振興、産業振興、観光振興等に目配りされているものであれば、この交付金の趣旨に十分のつとめたものになると思えます。

それから、1枚物の札幌市の考え方という最後の資料の3、想定される事業の1行目に「これまで実施してきた事業の継続及び拡充を図る」とあります。ここでは国が求めているものが何なのかよくわからないのですが、もっと幅広い地域振興、産業振興の視点を取り込んだものが要求されているのではないかという印象を持ったので、もうちょっと新しい視点を取り込むことが必要ではないかという感想を持ちました。

○事務局（丹尾市民生活部長） 国の法律では、従来、文化振興と福祉施策しかやっていなかったという書き方になって、産業振興や地域振興などが初めて入ってきました。国としては、今回、初めて交付金をおつくりになったので、そうなると思えます。

これまで委員の皆様にご審議いただいている札幌市のアイヌ施策推進計画の柱をご覧くださいますと、資料の最初に体系図が出ていますが、市民理解の促進、伝統文化の保存・継承・振興のほかに、生活関連施策の推進というものが入っております。ここに、貸付けのような福祉施策と民芸品のスペースの設置と常設展の設置のような産業振興の観点も入っております。

ただ、交付金ができましたので、さらにそこをどう充実していくかというお話は、この委員会の中でも当然ご議論が出てくると思えますが、このたびの交付金の計画を出すに当たりましては、私どももまだ要綱をいただけていないという状態で、一体どこからどこまでが対象になるのかがわからない中に出させていただくこととなります。

そのため、今回は、私ども札幌市が持っている10年計画の中に盛り込んでいるものを少し拡充することを考えておまして、まずはその範囲で出させていただきたいと思っております。

ですから、特にこういうところを伸ばしてほしいというご意見は、これまでも頂戴していると思えますけれども、本日、この場でもいただければと考えております。

○貝澤委員 この件に関してですけれども、先日、あるエカシからこういうことが出てきました。エカシというのは、ご高齢のエカシ・フチのエカシです。

こういうものができるのであれば、3世代とか4世代にまたがる、例えば、エカシ・フチが住むような施設があって、そこを拠点にして、お母さんや子どもたちにアイヌの伝承をしていきます。アイヌには自然などいろいろなことがあります、エカシ・フチがよく覚えているわけですから、そうしていけば雇用にもつながるだろうと思います。

また、全部をくっつければすごくいいことになるのではないかという意見があったので、そういう方法が何かないかと思ったのですが、具体的にはまだ何もありません。

そのエカシの意見では、きちんとした老人ホームのようなものをつくって、そこにエカシ・フチが住んでもらって、彼らが知っていることをどんどん教えていけないかという意見がありました。

○事務局（丹尾市民生活部長） ありがとうございます。

国から交付要綱のお示しがございましたら、その中でどんなことができるのか、私どもも勉強して、皆様にもお伝えしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○本田委員 私はこのことについてとても注目しているのですけれども、実は、国からご説明をいただいていたときには、各自治体さんは、必ず地元のアヌの方々とプランを練り上げて、それ申請すると伺っていました。私は、それはとてもいいことだと思って注視していたのですが、実は、札幌市はどうか分かりませんが、地元のアヌ協会さんと何の打ち合わせもないまま国に上げようとしている動きがあることを聞いています。本当にそれでいいのかということをお私はとても強く懸念しております。

札幌市は、アヌの方々と5月の段階でこれを出されるときに、何らかの具体的な話し合いを持たれましたか。

○事務局（大場アヌ施策課長） 法律ができた段階で、いろいろな情報がある範囲内で、役員の方と話をしました。また、先日、アヌ協会さんとの打ち合わせの席を設けまして、いろいろな意見をお聞きしたところでございます。

その中で、取り込めるものは取り込んでいきますし、まだ要綱がはっきりしていないので、お答えできない部分がありますけれども、これで終わりというわけではありませぬので、これからも継続して意見交換をしながらよいものをつくり上げていきたいと考えております。

今回は練り上げるための時間が足りなかったと思いますが、そういう趣旨ですので、これからは定期的いきちんと意見を吸い上げながら、その中でできることをきちんと考えて計画をつくっていききたいと考えております。

○本田委員 要望ですが、A3判の大きな資料の左側の一番下にKPIの設定が必要と書かれています。ただ最近、いわゆるアウトプットと言われているKPI指標より、何のためにその事業をやって、そこにどんな効果をもたらしたかというアウトカム指標が重要視されているように認識しています。

ですから、ここを考えられるときに、そういうことをよく議論していただいた上で立てていただければと思います。お願いいたします。

○松久委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○阿部委員 先日、札幌市と札幌アイヌ協会との役員会でいろいろとやりとりをしてお願いしているのですが、また来月あたりにしっかりとお願いしたいと思っています。

もう一つお願いしたいのは、先ほどからイオルの話をしてはいますが、やはり白老町、平取町がすごく進んでいるのです。それから、釧路なども国とどんどんやりとりをしていますから、そういうところへ行って、何をやっているかという情報をお互いにきちんと交換して確認していただきたいと思います。

今、白老は閉鎖しているので、観光客がみんな札幌に来て、交流センターにもたくさん来ています。それ以外にも道内に来る観光客の半分は札幌に来ているわけですから、ここでアイヌ文化を発信するというのは非常に大事なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますし、札幌アイヌ協会としても取り組んでいきたいと思っています。

それから、アイヌ施策推進計画は、新しい委員の方々にお渡ししましたか。

これは資料として委員の皆さんにお渡しするべきだと思います。それを見て、この場で意見などを聞いていると、これだけやっているのかとか、あれはこれのことかとかいろいろとわかっていただけたらと思いますので、ぜひお渡ししていただきたいと思います。

札幌市は、道内の平取に行って、白老に行って、釧路にも行っていろいろとやってください。お願いします。お役所同士でしたら、僕らがわからないことも教えてくれるかもしれません。

このことについて、国は、来年は20億円にしようとしています。私たちはウタリ福祉対策で39億円くらいという国と道でやった最高額があるのですから、100万人呼ぶのだから100億円出さないかと審議官に言っておりますので、100億円を目指してお願いします。

○松久委員長 今は直に面談しなくてもSkype（スカイプ。インターネット電話サービス）で話もできますし、経費を節約しながらいろいろと情報を集めることもできるかと思えます。情報の収集は交渉力の源でもありますので、事務局にはご負担をおかけしますが、引き続きの情報の収集と検討等をよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○飯田委員 感想ですが、国のスキームの右側の一番下を見ますと、7月上旬に基本方針を決めて申請を7月末に行うというのは、制度の法律をいかにつくるかという期間が余りにも短過ぎて、もう少し練るための時間や周知期間、それから、いろいろな英知を集めるための期間があればとまず一つ思いました。

それから、二つ目は交付スキームの財政問題ですが、交付率8割と書いてありまして、2割の負担についても地方財政措置があると書いてありますが、具体的にはどんなことが

かかっているのですか。2割のうちのさらにどのくらいを持つということも書かれているのですか。

○事務局（丹尾市民生活部長） 2割のうち1割は地方財政措置というものがあり、これは、交付税でくれるという意味ですが、交付税のうち幾ら入っているということは見えないのですが、理論上はいただけていることになります。

ただ、現年の持ち出しとしては、札幌市が2割負担ですので、例えば、1億円の事業をやるとすると、私どもは予算当局から頑張って2,000万円を獲得してこななければならないということで、中身も当然精査されますので、皆様のお知恵を借りながら、いい事業をやっていかなければいけないと思っております。

○阿部委員 誤解のないようお願いしたいのですが、2割は一応持たなければいけないことになっています。次の2年目で、今言った形で国は1割は出すということになっています。最終的に1割負担でいいのですから、あなた方がどんどん市町村に要求しなさい、こんなことをやってください、あんなことをやってくださいとどんどん言わなければだめですと言われていています。

委員長、そういうことですので、よろしく申し上げます。

○松久委員長 ただいまのお話に出ましたが、いついつまでに申請せよとかスケジュールが非常にタイトなものも少なくないかと思えます。事務局のご負担は大きくなるばかりですが、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

3. その他

○松久委員長 それでは、次第3その他でございます。

委員の皆様から情報提供等、何かございましたらお寄せいただきたいと思いますが、いかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○松久委員長 それでは、事務局からいかがですか。

○事務局（大場アイヌ施策課長） 事務局から連絡をさせていただきたいと思えます。

次回の委員会の開催ですけれども、今のところ9月くらいの開催を予定しております。また近くなりましたら、スケジュール調整をさせていただきたいと思えます。

また、札幌市の10年計画がそろそろ10年目になりますので、今年と来年にかけて、この委員会で札幌市のアイヌ施策推進計画をつくり上げていくことになります。したがって、この推進委員会を例年よりも少し多く開催させていただくことになりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○松久委員長 ありがとうございます。

4. 閉 会

○松久委員長 それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回札幌市アイヌ施策推進委員会を終了させていただきます。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以 上